
◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者から説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第1号。報1-1でございます。

専決処分報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月9日提出。白老町長。

次のページをおめくりください。報告1-2でございます。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年9月28日専決。白老町長。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,874万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、4ページをお開きください。「第1表 歳入歳出補正予算」でございますが、記載のとおりでございます。

次に6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書でございますが、8ページの歳出からご説明申し上げます。2歳出、9款消防費、1項4目災害対策費、災害対策経費、509万1,000円の計上でございます。これにつきましては、9月10日から12日に起こった高波被害の対策経費として計上したものでございます。職員手当等は時間外手当90万3,000円、13委託料は411万6,000円でございますが、災害時備品、備蓄品整備委託料、これは毛布を使用しその後また倉庫に仕舞う際に真空パックにして保存しておりますので、その委託料4万1,000円。災害応急作業委託料、これは若竹浦地区の土のうの設置、メップ川の河床掘削、ヨコスト川の河床掘削でございます。その後災害の後に、高波のごみの始末と土のう及びトラフの清掃を行っております。合わせて407万5,000円でございます。

次に扶助費でございますが、災害時にはまなす団地2世帯4名の方が寿幸園のほうに避難されております。その費用として7万2,000円の計上でございます。これは全額一般財源でございます。

戻っていただいて、歳入 6 ページ 7 ページをお開きください。1 歳入、20 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金 509 万 1,000 円の充当でございます。これは 5 号補正の繰越金の留保額 5,803 万 5,000 円から今回の 509 万 1,000 円を充当することによりまして、残り 5,294 万 4,000 円が留保額となります。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（山本浩平君）　ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。ありませんか。

〔〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　報告第 1 号は、これをもって報告済みといたします。